

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 6 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 10 号 令和 6 年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 令和 6 年度岩国市工業用水道事業会計決算の認定について

認定第 13 号 令和 6 年度岩国市下水道事業会計決算の認定について

認定第 14 号 令和 6 年度岩国市簡易水道事業会計決算の認定について

以上 4 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 85 号 令和 6 年度岩国市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決及び認定をすべきものと決しました。

議案第 86 号 令和 7 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 92 号 令和 7 年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 93 号 令和 7 年度岩国市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 99 号 岩国市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 100 号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

以上 4 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 6 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

土木費の道路維持費の道路維持補修費に関し、

委員中から、「市道の草刈りについて、自治会の区域内は住民が行っているが、区域外は住民が行わないため、通行に支障を来すほど雑草が繁茂し、安全が確保できない状態になっている箇所もある。そうした生活道路の安全の確保について、市はどのような対策を取っているのか」との質疑があり、

当局から、「自治会区域外の市道の草刈りについては業者に委託し、その他の手が届かない箇所については、市職員が直接対応を行っている。また、要望の増加により、対応が厳しい状況において、道路の適正な維持管理のため、草刈りに係る経費については、着実に予算を確保し、しっかりと対応するよう努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、委員中から、「中山間地域においては過疎化が進み、高齢に伴う離農も増加している中で、市道の雑草が放置され、交通の安全に支障を来している。本市には、

市と委託契約を結んだ地域団体に草刈り面積の実績に応じた委託料を支払う制度があるが、積極的に活用されているのか」との質疑があり、

当局から、「一部の地域では、毎年この制度を利用されている団体がある」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「本制度は地域の力を活用するよい制度なので、そのほかの地域でも積極的な活用を図っていただきたい」との意見がありました。

本件のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第13号 令和6年度岩国市下水道事業会計決算の認定についての審査におきまして、

委員中から、「今後、一般会計からの基準外繰入金や下水道料金を改定せずに下水道事業を継続するためには、支出の大部分を占める減価償却費を抑えることが重要である。そのためには新規事業を行わず、既存施設の更新事業に徹することで料金改定の必要性は低くなり、繰入金も削減されていくと考えている。今後の下水道事業の在り方について、市はどのように考えているか」との質疑があり、

当局から、「幹線管渠の施工状況、地域の実情や人口密集度をはじめ、今後は既存施設の能力とか、合併処理浄化槽との費用面のバランスを考慮し、必要に応じて計画や区域の見直しを行いながら、減価償却費の抑制に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「本市の汚水処理事業の実施に当たっては、市民の負担軽減、民生の安定を図るため、合併処理浄化槽の推進をしっかりと念頭に置いて、適切に今後の下水道事業に取り組んでいただきたい」との意見がありました。

本件については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。